

## 飯用米販売に係る奨励措置について

### 1. 目的

内的には米消費の逡減、外的にはT P Pへの加入が懸念される中、水稻の販売価格が今後ますます低下する事が懸念されます。

そうした中、当組合にとって収益源の大宗を占める水稻販売の価格の増加無くして、組合の将来（やがて組合の存続）が危惧されます。

ついては、組合員皆様には「地産地消」の合言葉の基、1袋でも多く縁故米等の販売にご協力頂たく、今般その一助として下記により奨励措置を設けました。

### 2. 内容

#### ① 対象

**（（組合員等価格の対象人数×4袋）+10袋） < 今回飯用米申込数** の場合

・今回飯用米申込数－（（組合員等価格の対象人数×4袋）+10袋）＝ **奨励対象袋数**

#### ② 奨励内容

奨励対象袋数	奨励額
1袋～10袋	組合は販売者に1袋あたり500円を支払う。
11袋～20袋	組合は販売者に1袋あたり750円を支払う。
21袋～30袋	組合は販売者に1袋あたり1,000円を支払う。
31袋～50袋	組合は販売者に1袋あたり1,250円を支払う。
51袋～	組合は販売者に1袋あたり1,500円を支払う。

（例）Aさん（組合員等価格の対象人数：4名）は、飯用米を40袋申し込まれた。

（組合員等価格の対象人数：4名×4袋＝16袋）+10袋 < 今回飯用米申込数：40袋

・40袋－26袋＝14袋

奨励対象袋数	奨励額
1袋～10袋	10袋×500円＝5,000円
11袋～20袋	4袋×750円＝3,000円
21袋～30袋	—
31袋～50袋	—
51袋～	—
計	<u>14袋</u> 8,000円

### 3. 販売者の役目と責任

- ・販売用の飯用米は所定の引き渡し日に、一括本人引取とする。
- ・販売用の飯用米の代金は、組合の所定の日に支払う。
- ・飯用米の買受者との対応は販売者が行う。
- ・その他ここに記載されていない事項等については、個別に相談に応じます。

以上